

JA富士宮あぐりパートナー

商品概要説明書

(平成 24 年 11 月 1 日現在)

商品名	J A 富士宮あぐりパートナー
ご利用 いただける方	○組合員（個人・農業法人）
資金使途	①運転資金 家畜、種苗、肥料、飼料、農薬、資材、原料の購入、労務費、その他経営維持に必要な運転資金。 ②設備資金等 建物、構築物、農機具、農地取得、農業用車輛の取得、その他農業用施設および農地に付帯する必要な資金。
融資金額	5 0 0 万円以内（万円単位）
借入期間	1 0 年以内（1 か月単位、据置 1 年以内） ただし、運転資金は 5 年以内。
借入利率	【全期間固定金利型】 ・当初お借入時よりご返済終了まで全期間固定金利となります。 ○金利は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○期日一括返済（短期資金のみ） ○元利均等返済（年賦、半年賦、月賦） ○元金均等返済（年賦、半年賦、月賦）
担保	○不要とします。
保証人	○個人・・・原則として連帯保証人 1 名徴求する。 ○法人・・・原則として代表者 1 名を連帯保証人とする。
融資形式	○証書貸付とします。
保証料	○不要とします。
手数料	○不要とします。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店金融部金融推進課（電話：0 5 4 4 - 5 8 - 6 6 1 1）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県 J A バンク相談所（電話：0 5 4 - 2 8 4 - 9 9 1 3）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（J A バンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融部 金融推進課または静岡県 J A バンク相談所にお申し出ください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

※ 商品内容について詳しくは J A 融資窓口までお問い合わせください。

J A 富士宮あぐりパートナー
富士宮農業協同組合